

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
公的研究費取扱規程

制定 平成29年 4月 1日
改定 令和 3年 9月29日
改定 令和 5年 4月 1日
規程第 67 号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）における公的研究費の取扱いに関し、適正に運用及び管理するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公的研究費 運営費交付金、競争的研究費（補助金、委託費等）、その他（受託研究費等）等を財源として法人で扱うすべての研究経費
- 二 職員等 法人の研究業務に携わる職員並びに法人以外の機関に所属する者であっても法人の研究業務に関与するすべての者
- 三 競争的研究費 公的研究費の内、法人の外部機関（以下「事業実施者」という。）から採択を受けた研究課題に対して、事業実施者より法人若しくは法人の職員に交付される補助金、助成金並びに事業実施者と法人との委託契約に基づく委託金
- 四 不正使用 架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって法人の規程類及び法令等に違反した公的研究費の使用、競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付決定の内容やこれに付した条件に違反した使用
- 五 コンプライアンス教育 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定」（以下「公的研究費ガイドライン」という。）に定めるところによる
- 六 啓発活動 公的研究費ガイドラインに定めるところによる

(適用範囲)

第3条 公的研究費の適正な運営及び管理については、関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、競争的研究費の適正な運営及び管理については、地方独立行政法人大阪産業技術研究所競争的研究費取扱要綱（以下「競争的研究費取扱要綱」という。）に定めるところによる。

(責任体系)

第4条 公的研究費の適正な運営・管理のため、法人に最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者（以下併せて「全運営・管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、法人全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、理事長がその任に当たる。最高管理責任者の責務を次の各号に定める。

- 一 不正防止対策の基本方針を策定・周知する。
- 二 上記の基本方針を実施するために必要な措置を講じる。
- 三 統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行えるようリーダーシップを発揮し、定期的にこれら責任者から報告を受ける場を設け、全運営・管理責任者間の意思の疎通を図る。
- 四 実効性のある不正防止対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を講じる。
- 五 基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあたり、理事会に提案し審議を求める。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理の実務について責任と権限を持つものとして、副理事長又は理事がその任に当たる。統括管理責任者の責務を次の各号に定める。

- 一 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任を有する。
- 二 最高管理責任者が定めた基本方針に基づき、法人全体の具体的な対策を策定し、コンプライアンス推進責任者に実施を指示する。
- 三 コンプライアンス推進責任者を通して、前号で指示した対策の実施状況を確認する。
- 四 前号の実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 五 コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。

4 コンプライアンス推進責任者は、研究部における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとして、各研究部長がその任に当たる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める責務を担う。

- 一 自己が管理監督又は指導する部内における不正防止対策を実施し、実施状況を確認する。
- 二 上記の実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 三 不正防止を図るため、部内の公的研究費の運営・管理にかかわる全ての職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 四 自己が管理監督又は指導する部内において、職員等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 五 不正防止を図るため、部内の公的研究費の運営・管理にかかわる全ての職員等に対

して定期的に啓発活動を実施する。

- 5 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、コンプライアンス推進責任者へ公的研究費の管理情報等を着実に伝達する責任と権限を持つものとし、業務推進部長及び森之宮センター企画部長がその任に当たる。

(適正な運営・管理)

第5条 職員等は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所会計規程（平成29年規程第42号）、その他の法人の規程類及び関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 出張は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター旅費規程（平成29年規程第36-1号）、地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センター職員旅費規程（平成29年規程第36-2号）及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センター外国旅行の旅費に関する規程（平成29年規程第88号）の定めにより行い、出張（管内出張については、宿泊を伴うもの又は科研費により出張した場合に限る）後は遅滞なく復命書を提出しなければならない。

- 3 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認められる場合は、職員等に対し、当該理由を確認し、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(相談窓口)

第6条 公的研究費にかかる規程類及び事務処理手続等のルールに関する相談窓口は、業務推進部及び森之宮センター企画部に置く。

- 2 相談窓口は職員等以外からの相談にも対応する。

(通報窓口)

第7条 公的研究費の不正使用又は不正使用の疑いに関する通報、告発（以下「告発等」という。）を受け取る窓口は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所職員等のコンプライアンス推進に関する要綱第12条に規定する公益通報窓口とする。

- 2 公益通報窓口は職員等以外からの告発等にも対応する。
- 3 公益通報窓口で告発等があったときは、速やかに統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。

(告発等の取扱い及び調査等)

第8条 告発等の取扱い及び調査等については、地方独立行政法人大阪産業技術研究所公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱要綱に基づいて行う。

(調査結果の公表)

第9条 調査の結果、不正を認定したときは、合理的な理由のため非公表とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。

- 2 公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、法人が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の手法・手順等とする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができ

る。

(不正に対する処分)

第10条 調査の結果、不正を認定したときは、地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター職員就業規則(平成29年規程第13-1号)及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センター職員就業規則(平成29年規程第13-2号)、その他の職員の就業規則及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター職員懲戒規程(平成29年規程第20-1号)及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センター職員懲戒規程(平成29年規程第20-2号)に基づき、不正を行った者又はその管理監督に適正を欠いた者に対して、処分を行う。

2 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて刑事告発や民事訴訟などの法的措置をとることができる。

3 不正に関与した業者に対しては、地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程(平成29年規程第48号)に基づく措置を講ずる。

(不正防止計画推進部署)

第11条 法人全体の観点から不正を防止するため、業務推進部及び森之宮センター企画部に不正防止計画推進部署を置き、職員等の意識向上を目的とした研修や不正防止計画を実施する。不正防止計画の策定及び実施については、競争的研究費取扱要綱に定める。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。